

鞍手町行財政改革推進委員会設置条例

昭和 60 年 4 月 1 日

鞍手町条例第 2 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、鞍手町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じて、鞍手町の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 9 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。